

公費負担（選挙公営）の手引き

球磨村選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、球磨村議会議員選挙及び球磨村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目次

第1章 公費負担制度の概要

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続き	3

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ	6	
1	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）	8
2-1	選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）	10
2-2	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）	12
2-3	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）	14
3	選挙運動用ビラの作成	16
4	選挙運動用ポスターの作成	18

第3章 選挙運動費用の公費負担制度Q & A

1	共通事項	20
2	自動車の借入れ	21
3	燃料の供給	24
4	運転手の雇用	25
5	選挙運動用ビラの作成	26
6	選挙運動用ポスターの作成	27

第4章 契約書及び各種様式の記載例

1	契約書【見本】	28
2	契約届出書	35
3	確認申請書	39
4	証明書	43
5	請求書	49

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、球磨村議会議員選挙及び球磨村長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、球磨村が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、村の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、村が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- ・村議会議員選挙
- ・球磨村長選挙

供託物没収点=(有効投票総数÷議員定数)÷10

供託物没収点=有効投票総数÷10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分	内容等		限度額
1 一般運送契約（ハイヤー等契約）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）		各日について 64,500円
2 その他の契約（一般運送契約以外）	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 16,100円
	② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円× 選挙運動日数
	③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において1人に限る）	各日について 12,500円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
球磨村議会議員選挙	1,600枚	8円38銭 (1枚あたり)
球磨村長選挙	5,000枚	8円38銭 (1枚あたり)

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※村選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル（A4版）以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例】村議選挙運動用ビラ2,000枚の作成を10,000円で契約した場合

- 1枚あたりの作成単価は、10,000円÷2,000枚=5円になります。
この場合は、作成単価は上限以下で作成枚数が上限を超えていため、
 $5円 \times 1,600枚 = 8,000円$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分2,000円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成 (長さ42センチメートル、幅30センチメートル以内)	ポスター掲示場数	(586円88銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター掲示場数 ※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

【参考】

令和8年1月25日執行の球磨村議会議員一般選挙及び球磨村長選挙におけるポスター掲示場数 37箇所	37枚	(586円88銭×37箇所+316,250円)÷37箇所 = 9,135円（1枚あたり）
--	------------	--

※作成限度枚数とポスター1枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

【例1】選挙運動用ポスター50枚の作成を100,000円で契約した場合

- 1枚あたりの作成単価は、 $100,000\text{円} \div 50\text{枚} = 2,000\text{円}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えていため、 $2,000\text{円} \times 37\text{枚} = \underline{74,000\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 $26,000\text{円}$ は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を500,000円で契約した場合

- 1枚あたりの作成単価は、 $500,000\text{円} \div 50\text{枚} = 10,000\text{円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えていため、 $9,135\text{円} \times 37\text{枚} = \underline{337,995\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 $162,005\text{円}$ は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 球磨村選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記アについて、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 球磨村選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき村選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、村が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【様式第13号(別紙)その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その1】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【様式第13号(別紙)その2(自動車の借入れ)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その1】
	燃料代	①請求書【様式第13号】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第13号(別紙)その2(燃料代)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書(村選管交付)
	運転手の雇用	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【様式第13号(別紙)その2(運転手)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号その3】
選挙運動用ビラの作成	①請求書【様式第14号】 ②請求内訳書【様式第14号(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書(村選管交付)	
選挙運動用ポスターの作成	①請求書【様式第15号】 ②請求内訳書【様式第15号(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書(村選管交付)	

イ 請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒869-6401

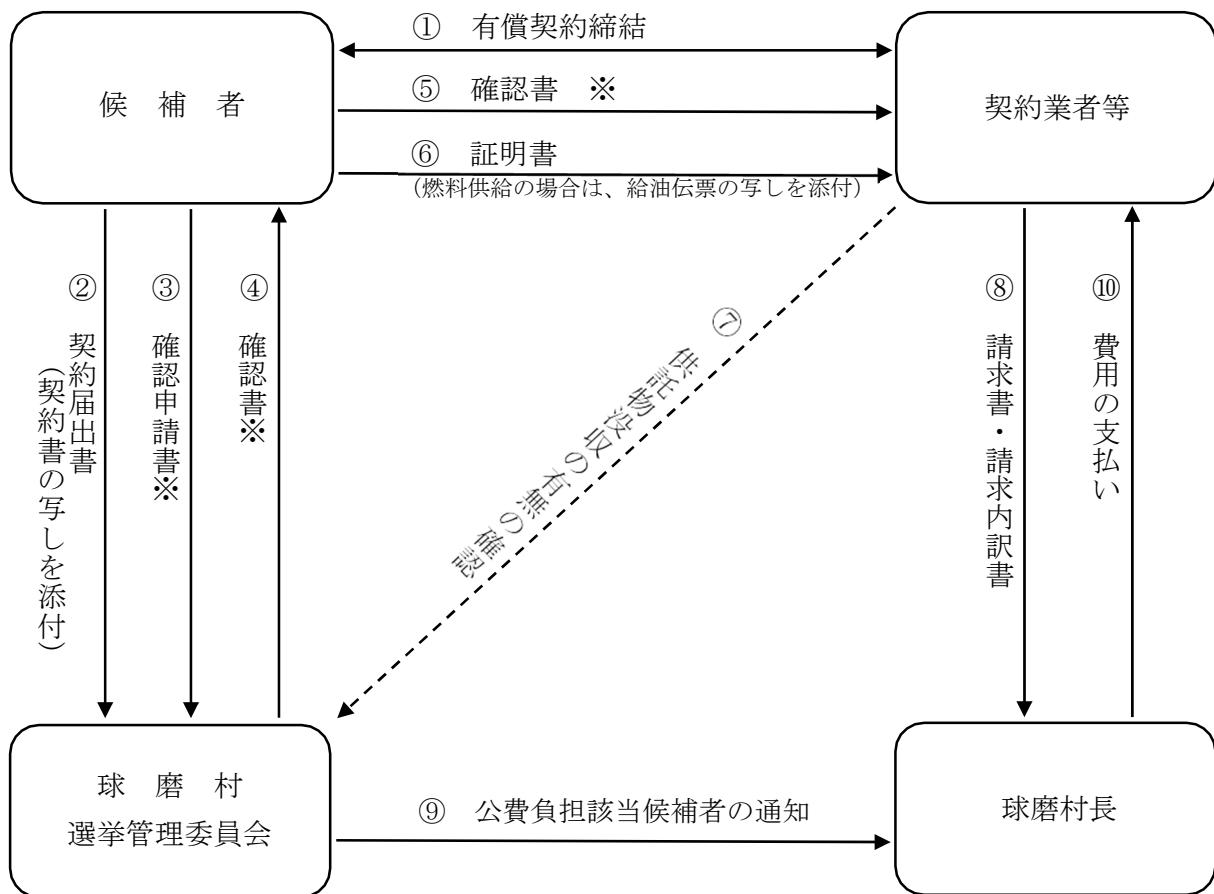
球磨村大字渡丙1730番地

球磨村選挙管理委員会事務局(総務課内)

電話: 0966 (32) 1111

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



注 ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書）

立候補届出時に

【候補者から村選管へ】

- ②契約締結の届出 様式第1号（自動車）
 様式第2号（ビラ）
 様式第3号（ポスター）
※添付書類 ①契約書の写し
③確認申請 様式第4号（燃料）
 様式第5号（ビラ）
 様式第6号（ポスター）

【確認後、村選管から候補者へ】

- ④確認書の交付 村選管から交付（燃料）
 村選管から交付（ビラ）
 村選管から交付（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 様式第10号その1（自動車）
 様式第10号その2（燃料）
 様式第10号その3（運転手）
 様式第11号（ビラ）
 様式第12号（ポスター）

【契約業者等から村へ】

- ⑧費用の請求 様式第13号（自動車）
 請求内訳書別紙その1、その2
 様式第14号（ビラ）
 請求内訳書別紙
 様式第15号（ポスター）
 請求内訳書別紙
※添付書類 ⑤確認書（燃料、ビラ及びポスターのみ）、⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）、給油伝票の写し（燃料代の場合）

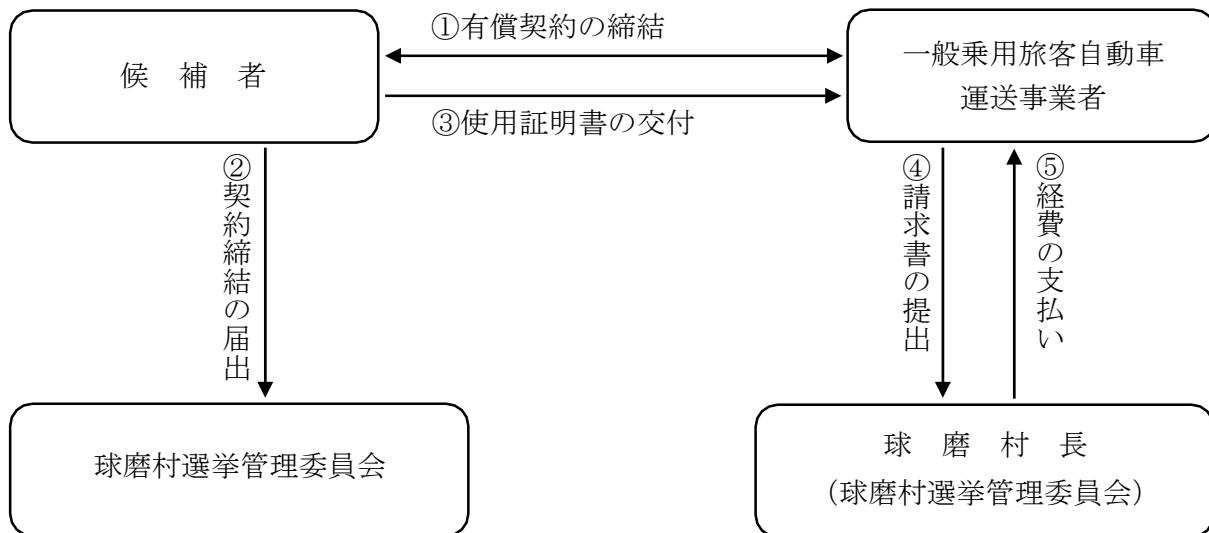
1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その1】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒運送事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は村長へ④の請求をすることができません。
 2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

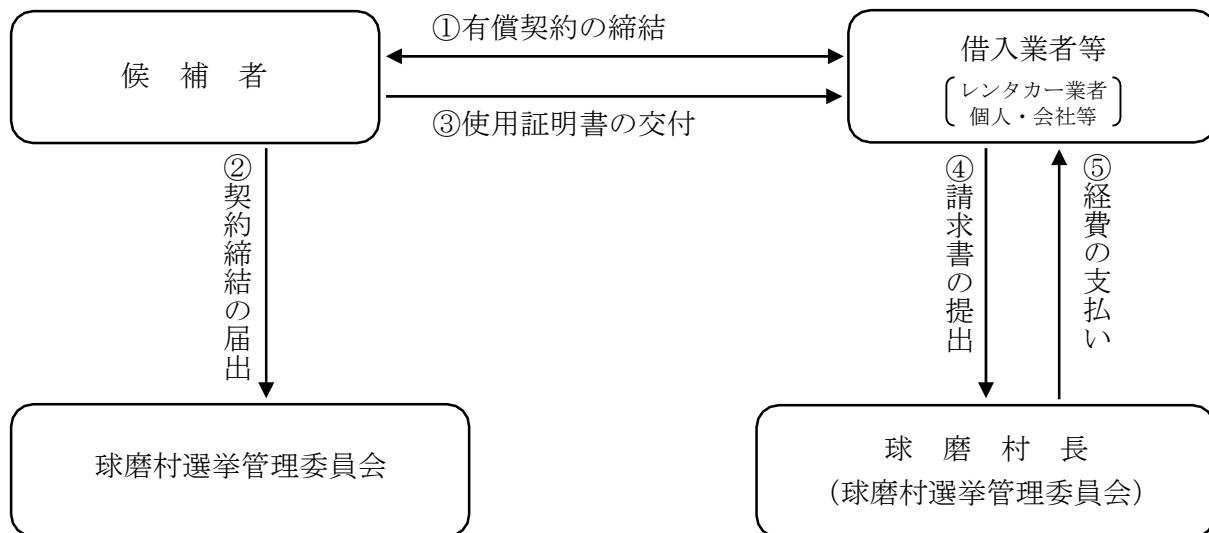
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（自動車の借入れ）】	

**選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)**

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(自動車の借入れ)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒借入業者等)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は村長へ④の請求を
することができません。
- 2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

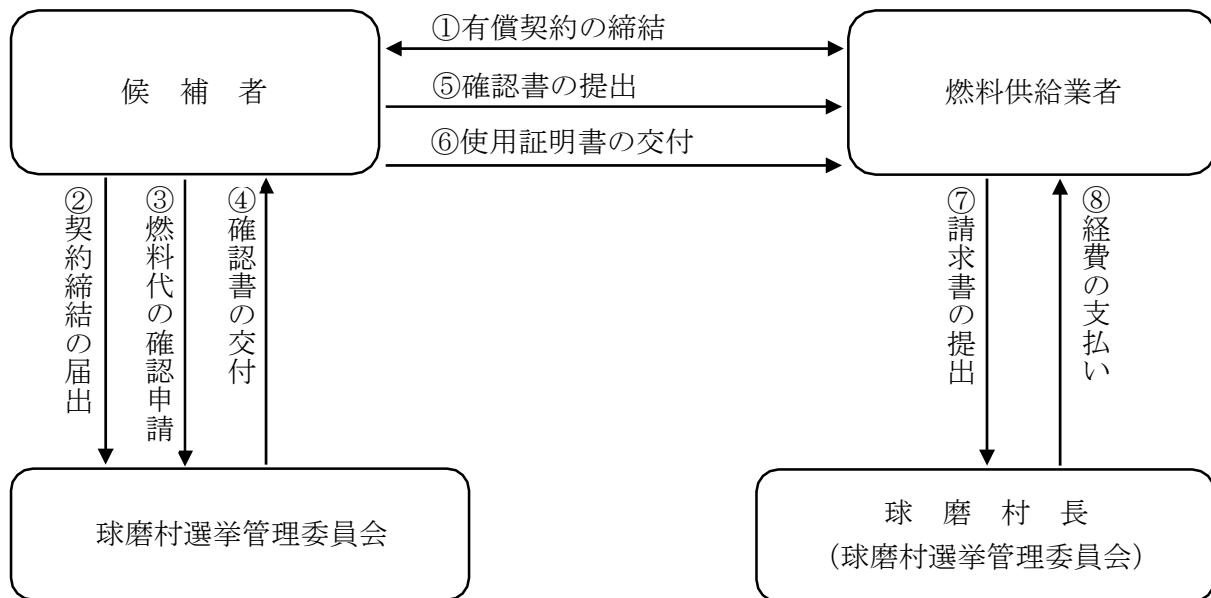
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【村選管から交付】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【村選管から交付】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(燃料代)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (村長⇒燃料供給業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は村長へ⑦の請求をすることができません。
- 2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

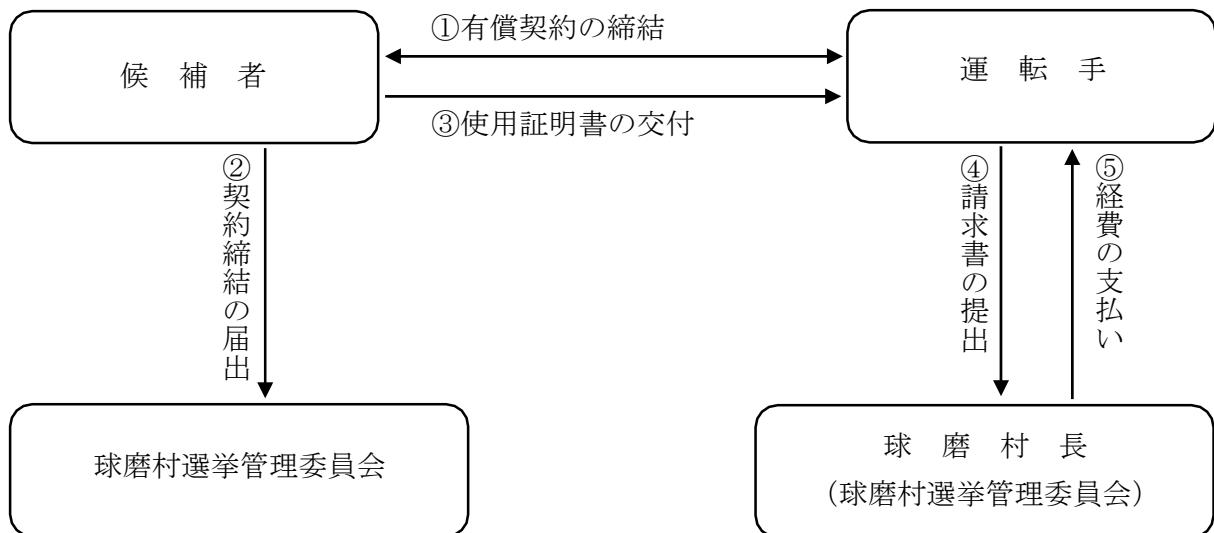
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号その3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（運転手）】	

**選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)**

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒運転手)		

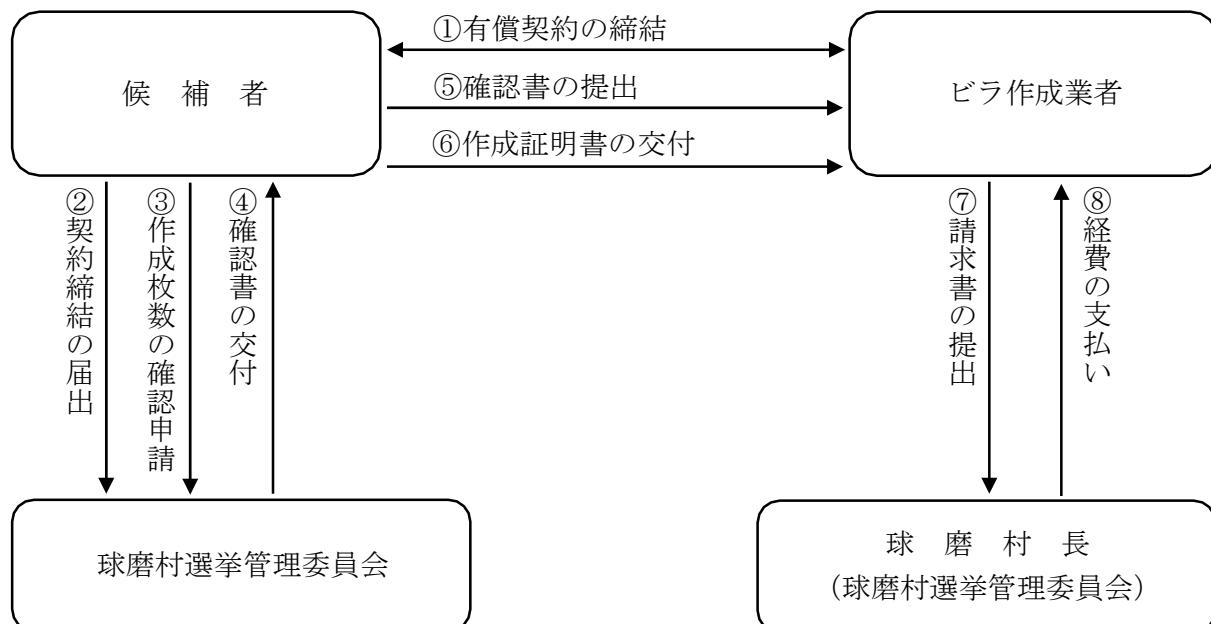
- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は村長へ④の請求をすることができません。
 2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【村選管から交付】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号】	
	請求内訳書 【様式第14号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【村選管から交付】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒村長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 請求内訳書 【様式第14号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの 見本
⑧	経費の支払 (村長⇒ビラ作成業者)		

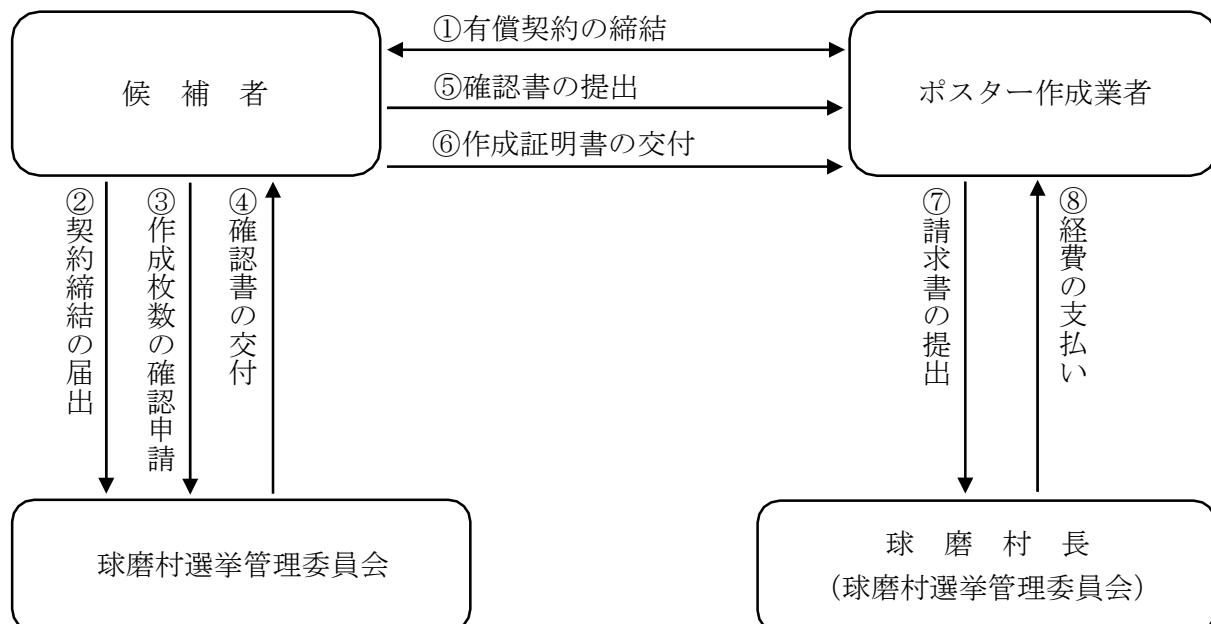
- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は村長へ⑦の請求を
することができません。
- 2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【村選管から交付】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【村選管から交付】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒村長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (村長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は村長へ⑦の請求をすることができません。

2 村長に対する上記の請求については、球磨村選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、球磨村議会議員選挙及び球磨村長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 村に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 村に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

【2 自動車の借り入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自働車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

- A 公費負担の性質上、自動車の借り入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
- ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借り入れ
- イ ハイヤー契約による借り入れ（自動車の借り入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

- A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。
- しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

- A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
- ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
- ※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

- A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合せた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象なりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象なりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ~ (6) 略

(7) 町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

A

- ・枚数…**村議会議員選挙 1,600枚 村長選挙 5,000枚**
- ・種類…**2種類以内**
- ・規格…**長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能**
- ・記載内容…特に制限はありませんが、**ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。**
- ・証紙の貼付…頒布するビラには、村選管が交付する**証紙**を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A 次の場所において頒布することができます。

- ・**新聞折込による頒布**
- ・**候補者の選挙事務所内における頒布**
- ・**個人演説会の会場内における頒布**
- ・**街頭演説の場所における頒布**

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

第4章 契約書及び各種様式の記載例

契 約 書【見本】 (候補者 ⇄ 契約業者等)

選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

○○○○○選挙候補者○○（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社○○（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、○○○○○○の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 ○○○○○選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

〇〇〇〇〇選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇〇〇〇〇の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

〇〇〇〇〇選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

2 供給場所

所在地 球磨村〇〇番地

名 称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける使用車種及び登録番号

4 契約金額

単価1リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇〇〇〇〇の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなつた場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

〇〇〇〇〇選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇〇〇〇〇〇の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

〇〇〇〇〇〇選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（税込）

（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇〇〇〇〇の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇〇選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

〇〇〇〇〇〇選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（税込）

（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、〇〇〇〇〇〇〇の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき球磨村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が球磨村に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により球磨村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 〇〇〇〇〇〇選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙 住 所

名 称

代表者

印

契 約 届 出 書

(候補者 → 村選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）

※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

候補者 → 村選管

(契約書の写しを添付)

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日 執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球 磨 太 郎 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇日	球磨村〇〇番地 (株)△△レンタカー 代表取締役〇〇	〇月〇日～〇日	75,000円	
燃料代	令和〇年〇月〇日	球磨村〇〇番地 〇〇石油 代表取締役〇〇	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	20,100円	1ℓ 150円
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	球磨村〇〇番地 〇〇〇〇	〇月〇日～〇日	50,000円	

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日執行
〇〇〇〇〇選挙
候補 球磨太郎 ㊞

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの単価	
令和〇年〇月〇日	球磨村〇〇番地 (株)△△印刷 代表取締役〇〇	枚 1,500	円 11,250	円 7.50	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日執行
 ○○○○○選挙
 候補者氏名 球 磨 太 郎 ㊞

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの単価	
令和○年○ 月○日	球磨村○○番地 (株)△△印刷 代表取締役○○	枚 40	円 40,000	円 1,000	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

確 認 申 請 書

(候補者 → 村選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

申請日を記載（告示日以降の日）

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日 執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球磨太郎 ㊞

戸籍名

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
球磨村〇〇番地 (株)△△石油 代表取締役〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
熊本〇〇 あ 〇〇-〇〇

4 確認申請金額 19,500 円

燃料代は、7,700円×5日分が
最高限度額となります。

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	0 円	0 円
今回の購入金額（B）	19,500 円	19,500 円
燃料代計（A）+（B）	19,500 円	19,500 円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から球磨村選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

候補者 → 村選管

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日執行
〇〇〇〇〇選挙
候補者氏名 球 磨 太 郎 ㊞

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

戸籍名

記

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
球磨村〇〇番地 (株)△△印刷 代表取締役〇〇

3 確認申請枚数 1,500 枚

球磨村議会議員選挙 上限 1,600枚
球磨村長選挙 上限 5,000枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (B)	1,500 枚	1,500 枚
枚数計 (A) + (B)	1,500 枚	1,500 枚
備考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から球磨村選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和 年 月 日

球磨村選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日 執行
 ○○○○○選挙
 候補者氏名 球磨太郎 印

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、球磨村議会議員及び球磨村長の選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します

戸籍名

記

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 球磨村〇〇番地 (株)△△印刷 代表取締役〇〇

3 確認申請枚数

37 枚

ポスター掲示場数 37 枚が
最高限度枚数になります。

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (B)	40 枚	37 枚
枚数計 (A) + (B)	40 枚	37 枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から球磨村選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

証明書
(候補者 → 契約業者等 → 村選管)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号その1）
- 2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第10号その2）
- 3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第10号その3）
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第11号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）

(請求書に添付)
候補者 → 契約の相手方 → 村選管

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球磨太郎

戸籍名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名	球磨村○○番地 (株)△△レンタカー 代表取締役○○			
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
熊本○○あ○○-○○	令和 年 月 日	15,000 円		
熊本○○あ○○-○○	令和 年 月 日	15,000 円		
熊本○○あ○○-○○	令和 年 月 日	15,000 円		
熊本○○あ○○-○○	令和 年 月 日	15,000 円		
熊本○○あ○○-○○	令和 年 月 日	15,000 円		

備考

- 1 この選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。
- 2 選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。
- 3 金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、球磨村に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
候補者 → 契約の相手方 → 村選管

様式第10号（その2）（第5条関係）

選舉運動用自動車使用證明書（燃料）

証明日を記載（供給の最終日以降の日）

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行

○○○○○選舉

候補者氏名 球磨太郎

印

戸籍名

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名)	球磨村〇〇番地 (株) △△石油 代表取締役〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選 挙運動用自動車の自動 車登録番号又は車両番 号	燃料供給 量	燃料供給金額	備 考
令和 年 月 日	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	300	4,500 円	
令和 年 月 日	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	250	3,750 円	
令和 年 月 日	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	200	3,000 円	
令和 年 月 日	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	250	3,750 円	
令和 年 月 日	熊本〇〇あ〇〇-〇〇	300	4,500 円	

備考

注) 燃料代の場合、給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票についての点に注意してください。

- ・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
 - ・給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること

- 2 「燃料の出書に記載された給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できる」と。
 - 3 「燃料の出書に記載された給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油量」欄及び「給油日ごとの記載内容と一致すること。
 - 4 燃料供給に添付してください。
 - 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、球磨村に支払を請求することはできません。
 - 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

令和 年 月 日

令和 年 月 日 執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球磨太郎

印

戸籍名

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 球磨村○○番地	
	氏名 ○○ ○○	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 年 月 日	10,000円	
令和 年 月 日	10,000円	
令和 年 月 日	10,000円	
令和 年 月 日	10,000円	
令和 年 月 日	10,000円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載する。

- 1 この証明書は、候補者の実績に基づいて運転手として記載するに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が球磨村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、球磨村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、球磨村に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球磨太郎

印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

戸籍名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	球磨村○○番地 (株)△△印刷 代表取締役○○
作成枚数	1,500 枚
作成金額	11,250 円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が球磨村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、球磨村に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 村長 枚数5,000枚、村議会議員 枚数1,600枚
 - (2) 限度額 8円38銭（単価）×(1)の枚数=限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

令和 年 月 日

令和 年 月 日 執行

○○○○○選挙

候補者氏名 球磨太郎

(印)

戸籍名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	球磨村○○番地 (株)△△印刷 代表取締役○○
作成枚数	40 枚
作成金額	40,000 円
当該選挙区における ポスター掲示場数	37 箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が球磨村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、球磨村に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×(1)の枚数=限度額

請求書・請求内訳書 (契約業者等 → 球磨村)

- 1 請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）
- 2 請求内訳書（自動車運送契約）（様式第13号（別紙）その1）
- 3 請求内訳書（自動車の借入れ）（様式第13号（別紙）その2）
- 4 請求内訳書（燃料代）（様式第13号（別紙）その2）
- 5 請求内訳書（運転手）（様式第13号（別紙）その2）
- 6 請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）
- 7 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号（別紙））
- 8 請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号）
- 9 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号（別紙））

請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

様式第13号（第6条関係）

請　　求　　書		契約の相手方 → 球磨村
(選挙運動用自動車の使用)		
1 一般運送契約（ハイヤー等） 2 個別契約（自動車借入契約（レンタル等）、燃料供給の契約、運転手雇用の契約） 以上、4つの共通の請求書		選挙期日後の日付であること 令和〇〇年〇〇月〇〇日
		所（所在地）球磨村〇〇番地 名（名称）（株）△△レンタカー 代表取締役〇〇
印		

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 75,000 円 (※個別契約 自動車借上げの例)

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 年 月 日執行 〇〇〇〇〇選挙

4 候補者の氏名 球磨太郎 (※戸籍名)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カ)△△レンタカー		
口座名義	(株)△△レンタカー		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代の請求書も提出する）をもとに作成されたものである。第13条第1項第4号に規定する選挙運動用自動車の使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代の請求書も提出する）をもとに作成されたものである。
- 候補者が供託物を没収された場合には、球磨村に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

[添付書類]

- 請求内訳書
- 確認書（燃料代の場合）
- 使用証明書
- 給油伝票の写し（燃料代の場合）
- 振込口座の写し（口座番号、振込名義のわかる個所）

請求　　内　　訳　　書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
 により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	64,500 円	
令和 年 月 日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	64,500 円	
令和 年 月 日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	64,500 円	
令和 年 月 日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=	64,500 円	
令和 年 月 日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=	64,500 円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500 円×1台=	64,500 円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500 円×1台=	64,500 円	
計				322,500 円

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

請求 内訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	15,000 円×1台= 15,000 円	16,100 円×1台= 16,100 円	15,000 円	
令和 年 月 日	15,000 円×1台= 15,000 円	16,100 円×1台= 16,100 円	15,000 円	
令和 年 月 日	15,000 円×1台= 15,000 円	16,100 円×1台= 16,100 円	15,000 円	
令和 年 月 日	15,000 円×1台= 15,000 円	16,100 円×1台= 16,100 円	15,000 円	
令和 年 月 日	15,000 円×1台= 15,000 円	16,100 円×1台= 16,100 円	15,000 円	
年 月 日	円×1台= 円	金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。		円
年 月 日	円×1台= 円			円
計			75,000 円	

備考

請求書の請求金額と一致

- 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求 内訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	熊本〇〇あ 〇〇-〇〇	150 円 × 30 ℓ = 4,500 円			
令和 年 月 日	熊本〇〇あ 〇〇-〇〇	150 円 × 25 ℓ = 3,750 円			
令和 年 月 日	熊本〇〇あ 〇〇-〇〇	150 円 × 20 ℓ = 3,000 円			
令和 年 月 日	熊本〇〇あ 〇〇-〇〇	150 円 × 25 ℓ = 3,750 円			
令和 年 月 日	熊本〇〇あ 〇〇-〇〇	150 円 × 30 ℓ = 4,500 円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
計 (税込)		19,500 円	19,500 円	19,500 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求 内訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和 年 月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和 年 月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和 年 月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和 年 月 日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			50,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少い方の額を記載してください。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

様式第14号（第6条関係）

契約の相手方 → 球磨村

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付であること

令和 年 月 日

球磨村長 様

住所（所在地） 球磨村〇〇番地
氏名（名称） (株)△△印刷
代表取締役〇〇 (印)

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 11,250 円

請求内訳書（別紙）から転機

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 年 月 日執行 〇〇〇〇〇選挙

4 候補者の氏名 球磨太郎（※戸籍名）

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	123456
フリガナ	カ)△△インサツ		
口座名義	株式会社△△印刷		

備考

- この請求書は、候補者による選挙運動用ビラ作成証明書。
- 候補者が供託物を没収せません。
- この請求書には、作成証明書・確認書・振込口座の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）付してください。

【添付書類】

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

(別紙)

請 求 内 訳 書

請求書に添付

候補者氏名 球磨 太郎 (※戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A × B	単価 C	枚数 D	金額 C × D	単価 E	枚数 F	金額 E × F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7.50	1,500	11,250	8.38	1,500	12,570	7.50	1,500	11,250	

備考

契約書から転記

契約書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

契約の相手方 → 球磨村

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付であること

令和 年 月 日

球磨村長 様

住所（所在地） 球磨村〇〇番地

氏名（名称） (株)△△印刷

代表取締役〇〇 (印)

(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 37,000 円

請求内訳書（別紙）から転機

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和 年 月 日執行 〇〇〇〇〇選挙

4 候補者の氏名 球磨 太郎 (※戸籍名)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	123456
フリガナ	カ)△△印刷		
口座名義	(株)△△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、球磨村に支払を請求することはできません。

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座の写し（口座番号、振込名義のわかる個所）

(別紙)

請 求 内 訳 書

請求書に添付

候補者氏名 球磨 太郎 (※戸籍名)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A × B	単価 C	枚数 D	金額 C × D	単価 E	枚数 F	金額 E × F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
37	1,000	40	40,000	9,135	37	337,995	1,000	37	37,000	

備考

1 「**ポスター掲示場数**」欄に **契約書から転記** ポス **確認書から転記** ポス **請求書の請求金額と一致**

選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 E × Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。